破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１００４号
埼玉県朝霞市泉水３丁目６番82号　コスモハイツ102
破産者　八鍬　博敏
1　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
2　一般調査期日　平成26年１月14日午後３時45分
平成25年11月25日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１７号
名古屋市西区稲生町１丁目63番地　ＮＤＳマンション庄内通402号
破産者　丹羽　忠明
1　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
2　一般調査期日　平成26年２月25日午後４時
平成25年11月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９号
三重県桑名市松ノ木６丁目14番地２
破産者　藤井　喜健
1　破産債権の届出期間　平成25年12月26日まで
2　一般調査期日　平成26年２月20日午後２時30分
平成25年11月26日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８４３号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番32―405号
破産者　東和住建こと　東正　修和
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年２月６日午後３時
平成25年11月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２６号
京都府久世郡久御山町下津屋下ノ浜代30番地の13
破産者　大誠印刷株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
2　一般調査期日　平成26年２月12日午前11時
平成25年11月26日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９１１号
札幌市手稲区富丘１条３丁目３番26―105号
破産者　高橋　隆之
1　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで
2　一般調査期日　平成26年２月27日午前10時30分
平成25年11月25日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１７号
山口県周南市平和通２丁目７番地
破産者　有限会社徳山新光地所
異議申述期間　平成25年12月26日まで
平成25年11月26日　山口地方裁判所周南支部

復 権 決 定

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県飯能市美杉台４丁目28番地４
破産者　和田　富美
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　破産者は復権する。
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０８４号
東京都中央区銀座２丁目２番２号
清算株式会社　株式会社富北
代表清算人　若松　和子
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０９３号
東京都中央区銀座１丁目16番１号
清算株式会社　株式会社エイチ・エス・ジー
代表清算人　三村　博一
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０５７号
東京都千代田区飯田橋４丁目７番１号
清算株式会社　買う市株式会社
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０５２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目１番９号
清算株式会社　バランセ株式会社
代表清算人　塩田　大介
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1⑴　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定してから２ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
⑵　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１０１号
鹿児島市皷川町９番14号
清算株式会社　株式会社大勝商事
代表清算人　大山　綱道
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対しその債権元本額に按分して支払い、残債務の免除を受ける。
2　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

平成２５年（再）第６３号
神戸市中央区三宮町１丁目９番１号
再生債務者　株式会社ビジョン・ホールディングス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー31階　成和明哲法律事務所　弁護士　福田　大助
平成25年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６４号
神戸市中央区三宮町１丁目９番１号
再生債務者　株式会社ビジョンメガネ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー31階　成和明哲法律事務所　弁護士　福田　大助
平成25年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６７号
神奈川県横浜市港北区樽町４丁目17番30号
再生債務者　和田　平作
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　澤野　正明
平成25年11月22日
東京地方裁判所民事第20部